eLTAX または光ディスク等による給与支払報告書の提出について

(1)eLTAX または光ディスク等による提出時のお願い

①必ず、最新の様式で作成してください。
（必要に応じて税務ソフトのバージョンアップを実施してください。）

②なるべく早めの提出にご協力ください。（データの不備により、再提出をお願いする場合があります。）

③普通徴収の方については、「普通徴収」を必ず選択し、また、「摘要」欄に該当する普通徴収申請理由の略号（A～G：普通徴収申請書参照）を入力してください。

④重複して紙での提出はされませんようお願いします。

・はじめて eLTAX を利用される方は、利用届出（新規）の手続きが必要です。
詳しくは、下記にてご確認ください。
eLTAX ホームページ https://www.eltax.lta.go.jp/
eLTAX ヘルプデスク 電話番号 0570-081459（つながらない場合 03-5521-0019）
受付時間 9 時～17 時（土・日・祝日、年末年始を除く）

・はじめて光ディスク等で提出する場合は、事前に申請書の提出やテストデータの作成等が必要な場合があります。

(2)特別徴収税額決定・変更通知書の電子データの提供について

本市では、希望する特別徴収義務者に対し、「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」を電子データで提供しています。

令和 6 年度課税分から納税義務者用の電子通知が開始となります。

電子データの提供をご希望の場合は、eLTAX にて給与支払報告書を提出する際、「特別徴収税額通知の受取情報」画面で、電子データでの受取を選択してください。受取方法は上記の 4 パターンです。

◆特別徴収税額通知の受取方法パターン

パターン	特別徴収義務者用	納税義務者用
①	書面	書面
②	電子データ	書面
③	電子データ	電子データ
④	書面	電子データ

(3)eLTAX または光ディスク等による提出基準の引き下げについて

平成 30 年度の税制改正において、eLTAX または光ディスク等による提出義務の判定基準が、「1,000 枚以上」から**「100 枚以上」**に引き下げられ、令和 3（2021）年 1 月 1 日以後に提出すべき給与支払報告書について適用されました。

例えば、令和 4（2022）年 1 月に税務署に提出した「給与所得の源泉徴収票」の枚数が「100 枚以上」であった場合には、令和 6（2024）年 1 月に提出する「給与支払報告書」は eLTAX または光ディスク等により提出する必要があります。
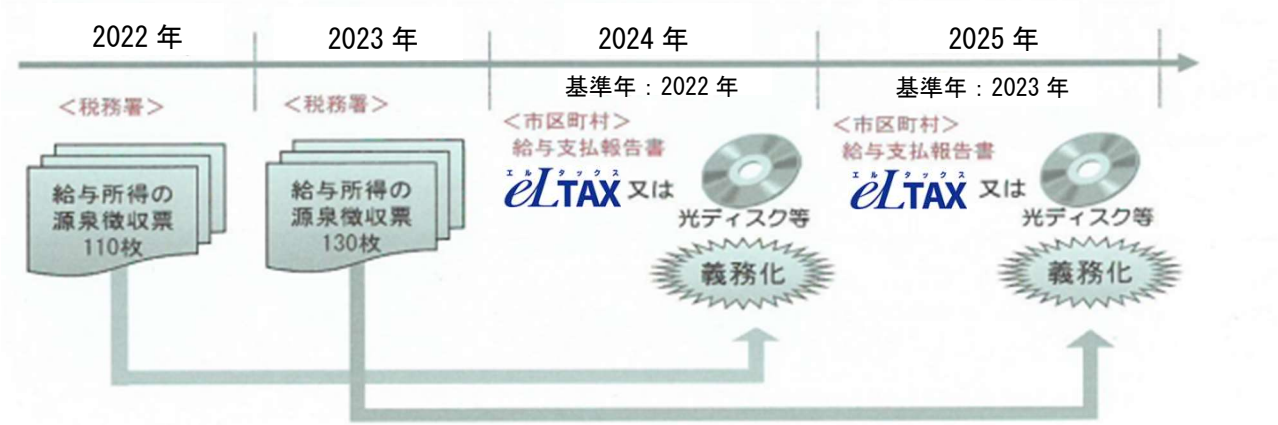
なお、提出義務の判定は、提出義務者ごとに行います。例えば、支店等が個別に源泉徴収票を提出している場合は、それぞれの支店等ごとに判定します。